歯科技工士業務従事者届

様式第三号（第五条関係）

　　　　　　　　　　　　　　（令和６年１２月３１日現在）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 性別 |  | 年齢 | 　 　歳　　　 |
| 住　　　所 |  |
| 歯科技工士名簿登録※都道府県知事が発行した免許をお持ちの方は備考欄に県名をご記入ください | 登録番号 |  |
| 登録年月日 |  |
| 業務に従事する場所 | １　歯科技工所２　病院又は診療所３　歯科技工士学校又は養成所４　事業所５　その他 |
| 所在地 |  |
| 名　称 |  |
| 備　　　　　考 |  |

（注意）１．該当する数字を○で囲むこと。

　　　　２．「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。

　　　　３．名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。

４．昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

５．この届出票は令和７年１月１５日までに**就業地**の保健所へ提出してください。

歯科技工士業務従事者届

**記入例**

様式第三号（第五条関係）

　　　　　　　　　　　　　　（令和６年１２月３１日現在）

都道府県知事が発行した免許証（昭和57年3月31日までに免許取得）の場合は、備考欄に発行した都道府県をご記入ください。

従事する場所の所在地を

ご記入ください

**番号**に**○**をしてください

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | **〇〇　〇〇** | 性別 | **男or女** | 年齢 | 　 　**〇〇**歳　　　 |
| 住　　　所お住まいの住所をご記入ください | **〇〇市〇〇区〇〇〇〇** |
| 歯科技工士名簿登録※都道府県知事が発行した免許をお持ちの方は備考欄に県名をご記入ください | 登録番号 | **○○○○** |
| 登録年月日 | **平成○年○月○日** |
| 業務に従事する場所複数の従事先がある方は、主たるもの**１つ**についてご記入ください。 | １　歯科技工所２　病院又は診療所３　歯科技工士学校又は養成所**歯科技工士名簿の登録日**をご記入ください（生年月日ではありません）４　事業所５　その他 |
| 所在地 | **大阪府〇〇市〇〇〇〇** |
| 名　称 | **○○○○○○○○○○○○** |
| 備　　　　　考 | **大阪府** |

（注意）１．該当する数字を○で囲むこと。

**裏面の記入上の注意もご覧ください**

　　　　２．「業務に従事する場所」の欄は、2以上の場所において業務に従事している場合は、その主たるもの一つについて記載すること。

　　　　３．名称は各種法令の規定により届け出られた名称を使用すること。

**記入した様式を切り取ってA4サイズでご提出ください**

４．昭和57年3月31日までに免許を取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に明記すること。

５．この届出票は令和７年１月１５日までに**就業地**の保健所へ提出してください。

**歯科技工士業務従事者届　記入上の注意**

* 内容については、令和６年１２月３１日現在の状況を記入すること。
* インク又はボールペンを用いて楷書ではっきり記入すること。
* 「歯科技工士名簿登録」について、昭和５７年３月３１日以前に取得した者は、同日現在いずれの都道府県の歯科技工士名簿に登録されていたかを備考欄に記入すること。
* 「業務に従事する場所」について、１～５のいずれか１つに○をし、さらに所在地、名称を記入すること。（２か所以上の場所で業務に従事している場合は、その主たるもの１か所について記入すること）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ | 歯科技工所 | 歯科技工士法第２条第３項に規定する歯科技工所で業務に従事している者 |
| ２ | 病院又は診療所 | 医療法第１条の５第１項又は第２項に規定する病院又は診療所で業務に従事している者。ただしその施設内で当該病院又は診療所で診療中の患者以外の者のためにも歯科技工を行っている場合は「１　歯科技工所」に○をすること。 |
| ３ | 歯科技工士学校又は養成所 | 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校又は都道府県知事の指定した歯科技工士養成所で業務に従事している者 |
| ４ | 事業所 | １から３に該当しない事業所又は事務所（会社、工場、事業場、官公署、教育研究機関、その他の事業所又は事務所）で業務に従事している者 |
| ５ | その他 | １から４に該当しない場所で業務に従事している者 |

※　常勤、非常勤の別はありません。

* 歯科技工士法第６条第３項により、業務に従事する歯科技工士には２年に

１回就業地の都道府県知事（保健所）へ届出が義務づけられています。

* 次回は２０２６年末日です。
* 大阪府内提出先は右表のとおりです。

